

第 502 回 愛知地方最低賃金審議会 議事録

令和 3 年 8 月 5 日 (木)

午後 1 時 30 分～午後 3 時

名古屋合同庁舎 2 号館 3 階共用大会議室

出席者

- (公益代表委員) 中山恵子会長、中山徳良会長代理、小野木委員、鈴木委員、長谷川委員
- (労働者代表委員) 安藤委員、太田委員、木戸委員、中島委員、中塚委員
- (使用者代表委員) 江原委員、梶原委員、澁谷委員、太箸委員、堀江委員
- (事務局) 伊藤労働局長、岡田労働基準部長、高橋賃金課長、西尾主任賃金指導官、木村課長補佐、宮下賃金指導官、森賃金指導官、丹下賃金調査員、吉田賃金調査員

発言者・発言内容

宮下賃金指導官

ただいまから第502回愛知地方最低賃金審議会を開催します。最初に委員の出欠状況ですが、本日委員全員が出席されていますことを御報告いたします。

なお、本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴人がいることを御報告します。本日の配付資料は、お手元に会議次第とセットとなったものを一部配付しています。それでは、これ以降の進行を中山(恵)会長にお願いいたします。

中山恵子会長

早速でございますが、入らせていただきます。議事に先立ちまして、本日の議事録の署名委員、労働者側 中塚委員、使用者側 梶原委員にお願いいたします。

(双方委員承諾)

議事に入らせていただきます。(1)令和3年度地域別最低賃金の改正決定について(答申)です。愛知県最低賃金の改正については、専門部会において審議を重ね、8月4日に開催いたしました第3回専門部会におきまして結審いたしましたので、部会長報告を行わせていただきます。本日配付の資料1を御覧ください。私が専門部会の部会長でしたので、私から専門部会の審議経過について御報告させていただきます。

専門部会は3回開催し、慎重に調査審議を行ってきました結果、改正内容は資料1の別紙1にありますとおり、時間額955円、引上額28円、引上率3.02%とされました。効力発生日は令和3年10月1日とされました。専門部会での審議におきましては、この改正内容について、公益代表委員2名の賛成に加え、労働者委員は賛成3名、反対0名、使用者委員は賛成0名、反対3名という採決の結果でした。

ただいま御報告いたしました内容について何か御意見、御質問はありますか。

(意見、質問なし)

中山恵子会長

この改正内容について、専門部会における審議の中では、残念ながら労使一致することができませんでしたので、本審議会の中でも採決をお願いしたいと思います。まず、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙 手)

宮下賃金指導官

公益委員の方が4名、労働者側委員の方が5名、使用者側委員の方が0名です。合計9名です。

中山恵子会長

はい。続きまして、専門部会の意見について反対の方、挙手をお願いします。

(挙 手)

宮下賃金指導官

公益委員の方が0名、労働者側委員の方が0名、使用者側委員の方が5名です。合計5名です。

中山恵子会長

では、採決の結果を発表させていただきます。

賛成は、公益4名、労働者側5名、使用者側0名、合計9名

反対は 公益0名、労働者側0名、使用者側5名、合計5名です。

以上の結果に従いまして、賛成過半数で、専門部会の報告内容をもちまして審議会の決定とさせていただきます。

改正内容について本審議会の結論が得られましたので、事務局で答申文（案）を御準備ください。

中山恵子会長

配付をお願いします。準備ができ次第。

(答申文（案）を配付)

中山恵子会長

では、答申文（案）を読み上げてくださいますか。

宮下賃金指導官

(案)

令和3年8月5日

愛知労働局長

伊藤 正史 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵子

愛知県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年7月1日付け愛労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータで比較したところ、令和元年10月1日発効の愛知県最低賃金（時間額926円）は令和元年度の愛知県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

別紙 1

愛知県最低賃金

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 955円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和3年10月1日

別紙 2

愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

- 1 最低賃金
 - (1) 件名 愛知県最低賃金
 - (2) 最低賃金額 時間額 926円
 - (3) 発効日 令和元年10月1日
- 2 生活保護費
 - (1) 比較対象者
18歳～19歳・単身世帯
 - (2) 対象年度
令和元年度
 - (3) 生活保護費（令和元年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（103,250円）
- 3 生活保護に係る施策との整合性について
上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額（注）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1か月換算額
 $898円（愛知県最低賃金） \times 173.8（1か月平均法定労働時間数） \times 0.817（令和元年度可処分所得の総所得に対する割合） = 131,487円$

中山恵子会長

ただいまの答申文（案）に関して、何か御意見等おありでしょうか。

安藤委員

これ、おかしいのじゃないですか。

中山恵子会長

別紙2、一番最後の(注)1か月換算額の愛知県最低賃金が898円になっていることに関しましての御説明を。

西尾主任賃金指導官

申し訳ございません。お配りした答申文(案)の898円が926円の誤植でございます。

中山恵子会長

至急差し替えにしてください。とても大事な資料ですので。これから、こういう誤植の無いように、何重にも人の目を通して直してくださいね。

(答申文(案)を回収)

中山恵子会長

大変こちらの不手際で、お時間を頂戴して申し訳ございませんでした。これから資料を配付し直ししますので、お願いできますか。

(答申文(案)を配付)

(案)

令和3年8月5日

愛知労働局長

伊藤 正史 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵子

愛知県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和3年7月1日付け愛労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータで比較したところ、令和元年10月1日発効の愛知県最低賃金(時間額926円)は令和元年度の愛知県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

別紙1

愛知県最低賃金

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 955円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和3年10月1日

別紙2

愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

- 4 最低賃金
 - (1) 件名 愛知県最低賃金
 - (2) 最低賃金額 時間額 926円
 - (3) 発効日 令和元年10月1日
- 5 生活保護費
 - (3) 比較対象者
18歳～19歳・単身世帯
 - (4) 対象年度
令和元年度
 - (3) 生活保護費（令和元年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（103,250円）
- 6 生活保護に係る施策との整合性について
上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額（注）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1か月換算額
 $926 \text{円} \text{（愛知県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1か月平均法定労働時間数）} \times 0.817 \text{（令和元年度可処分所得の総所得に対する割合）} = 131,487 \text{円}$

中山恵子会長

では、改めまして、ただいまお配りしました答申文（案）これでよろしゅうございますか。本当にお時間を頂戴して申し訳ございません。

では、この答申文（案）の案を削除して、局長に答申させていただいてよろしゅうございますか。

（ 全委員承認 ）

中山恵子会長

ありがとうございます。皆様に御承認いただきましたので、事務局で答申の御準備をお願いします。

（ 答申文の準備及び配付 ）

(会長から答申文を局長に手交)

(カメラ撮影)

中山恵子会長

では、傍聴席の方、マスコミの方に（写）を御配付くださいますか。

(答申文（写）の配付)

中山恵子会長

皆様お手元に行きわたりましたか。大丈夫ですか。

では、ここで伊藤労働局長から答申に対する御挨拶があります。

伊藤労働局長

伊藤でございます。答申に対する御礼の前に、きわめて重要な答申文（案）に不備がございまして、審議の進行に支障が生じたこと、中山会長をはじめ委員の皆様方に深く御詫びを申し上げたいと思います。今後このようなことの無いように、事務局一同、一層気を引き締めたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、この酷暑の時期、また、コロナウィルス感染防止、最大限の配慮が必要な環境下に置かれまして、この間きわめて濃密な頻度で、専門部会、検討小委員会を含めての審議会の開催、運営に御協力を賜りましたことを、厚く御礼申し上げたいと思います。

さる4月1日に最低賃金改正決定について、当職名で諮問させていただきました以降、当地におきます経済雇用の実態を踏まえつつ、また、先の中央最低賃金審議会、公益見解等々充分参酌をいただいたうえで、専門部会におきまして、公労使委員の皆様三者の間で、真摯にまた極めて精力的な調査御審議をいただき、本日愛知県最低賃金の改正決定について御答申をいただきましたこと、労働局長の立場で、会長をはじめ、ここにいらっしゃる公労使委員全員の皆様方に、心から厚く御礼を申し上げ、またこれを重く受け止めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

今後、私ども労働局といたしましては、改正されます最低賃金そのものの順守を図るべく、一層効果的な広報活動等努めますことはもとより、最低賃金引上げに向けましての環境整備として、きわめて重要な意味付けを持つこととなります。この度方針を示された業務改善助成金の拡充、要件緩和、雇用調整助成金の特例処置に係る延長や要件緩和などを含めましての、中小企業、零細事業者に対する各種の支援策、強化に関しまして、管内監督署、ハローワーク等を含む私ども労働局の総合力を発揮いたしまして、また関係機関、自治体等とも十分な連携を図りつつ、積極的な周知を図り、活用促進を図っていききたいというふうに考えているところでございます。こうした観点からも、公労使委員の皆様のお力添えをお願いできればというふうに考えております。

委員の皆様方には、この後の議題とも係わってまいります。特定最低賃金を始めとする審議を含めまして、今後一層の御指導、御支援を賜ればいうことを重ねて申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございます。

中山恵子会長

ではここで、本年度の愛知県最低賃金の改正につきまして、労使双方から総括的なコメントをいただきたいと思っております。まず、労働者側からお願いできますか。

中塚委員

今回の審議におきましては、第500回の答申の中でも主張させていただきました、最低賃金法第1条の最低賃金の目的の第一に、コロナ禍でも懸命に働くエッセンシャルワーカーなども含めて、働く価値に見合った水準、そして地域経済の活性化、また労働者のやりがいや働き甲斐、この向上に努めるためにも最低賃金の引き上げは必要であると主張してまいりました。

特に春季生活闘争のなかにおいて、コロナ禍においても、昨年並びに今年度においても、中小労組中心に多くの賃上げが行われた結果を、交渉機会のない未組織労働者に波及し、愛知県内における格差の解消や、また、地賃Aランク内の地域間格差の解消、この必要性について強く主張してまいりました。

結果としまして、私どもが主張した金額には及ばなかったものの、目安審議で出された公益見解の内容なども踏まえるとともに、コロナ禍前の水準をかたちとして示せたこと、ここについては私どもが求める、誰もが1,000円の実現に向けて前進したものであると労側としては受け止めているところでもございます。

最後に、コロナ禍の影響が未だ揺るがないところが変わりがございませんので、このような情勢の中でも、最低賃金をしっかりと引上げて、生活の安心、安定、これを実現することが重要ということも変わりはございません。

ただ、そのためには、中央の目安審議の中で、公益の見解でも出されましたが、中小企業の生産性向上に取り組む中小企業への支援、また、取引の適正化など、この政府が掲げる方針が確実に遂行されることを、これを私たちとしましても強く要望したいと思っています。

また、先ほど労働局長が触れました、この8月から始まります、業務改善助成金の特例的な条件の緩和、拡充の運用開始、そして事業の再構築の補助金というものがスタートしていきますので、これら支援策の内容がしっかりと伝わっていくよう、最低賃金額とともに、労働局としても是非とも周知徹底をお願いしたいというところでもございます。この点についても、私たちの立場でもしっかりと取り組んでいきたいと考えているところでもございます。労働者側からは、以上です。

中山恵子会長

ありがとうございました。引き続き使用者側からお願いします。

梶原委員

本年の愛知県最低賃金につきましては、昨年より28円の引上げ、955円という答申がなされました。コロナ禍を受け、未だ人の移動や開放に制限が課される中、特に宿泊、飲食等のサービス業を中心に、回復の糸口がつかめない業種も沢山ございます。回復途上といわれております製造業におきましても、他国の感染拡大による取引先の稼働低迷など、グローバルなサプライチェーンでの不確実性、こういったものが大きくなっており、企業をめぐる経営環境も益々厳しいということを思っております。

経営側といたしましては、こうした状況を見て、昨年に引き続き、事業の継続と雇用の維持を最優先に取り組んでおり、本年度の最低賃金につきましては、引上げる状況ではないというような意見を主張してまいりました。

こうした中、本年度の最低賃金は、先ほど申し上げたとおり、過去最高水準の引上げ幅ということになっております。こうした金額は、経営資源に限りのある中小、小規模企業は、その事業継続が脅かされ、雇用や地域経済により一層重大な影響が及ぶということが懸念されます。

こうした状況を受け行政に対しましては、ワクチン供給の円滑化による接種の推進など、コロナ感染による医療逼迫の懸念を一刻も早く克服していただき、経済との両立の道筋を示すということを是非お願いしたいと思っております。

それとあわせて、先ほど労側の委員の方もおっしゃってございましたけれども、中小、小規模企業における生産性向上、取引の適正化、こうしたかたちに向けた適切な支援策、これに対して具体化し、速やかに実行されるというようなことを、我々使用者側としても強く要望したいというふうに考えております。以上でございます。

中山恵子会長

ありがとうございます。他に御意見はいかがでしょうか。

(労働局長より発言)

中山恵子会長

局長どうぞ。

伊藤労働局長

ただいま、この度の審議、答申を行いまして、それぞれの代表委員から、総括的なコメントを頂戴したところでございます。先ほどの御挨拶と重ねてということになりますけれども、労働局長として一言申し上げたいと思います。

ただいま頂戴しました、労使各委員からの総括的なコメントでございますけれども、いずれの内容も最低賃金引上げそのものに係わって、あるいは、最低賃金引上げ後の環境整備などにあたりましての極めて重要なポイントというふうに受け止めているところでございます。

本審議会事務局として、また最低賃金制度の執行や企業の雇用等に係る支援制度の運営などに責任を持つ立場として、重く受け止めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。ただいま頂戴いたしましたコメントに関しまして、事務局として本審議会の運営に反映させていただきまことはもとより、最低賃金の履行徹底、中小企業支援など環境整備に、先ほど総合力発揮と申しましたけれども、労働行政の総力を挙げて取り組みますとともに、頂いた内容の一部、関係行政機関との連携が必要な部分もでございます。関係行政機関に対する働きかけ等にもさらに注力をし、これら進捗に関しましては節目節目で、会長とも御相談しながら、本審議会においても、私どもから御報告を申し上げたいというふうに考えているところでございます。これら、取り組みも含めまして、引き続きの御支援、御協力何卒よろしくお願い申し上げます。

中山恵子会長

ありがとうございます。局長からは、ただいまの労使双方の御意見等、これから前向きに受け止めてくださるということですので、私どもも期待申し上げたいと思います。ありがとうございました。

では、他にいかがでしょうか。無いようですので、ここで公益委員を代表させていただいて、私から御挨拶させていただきます。

本年は、昨年に引き続いてのコロナ禍の下、しかも、中央からの目安が一律という、きわめて特殊な状況に置かれ、公益委員といたしましては、何とか労使双方の御意見がまとまるように尽力を重ねてまいりました。

けれど、残念ながら一致には至らず、使用者側は反対という結果になりました。もちろんそれぞれのお立場もありますので、やむを得ない結果かと存じます。

ただし、労働者側、使用者側ともに、誠実な御対応をしていただきまして、活発な議論の上に、本日の答申につながったのではないかと感じております。ここで、公益一同、改めて厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。また、途中不手際がございましたこと御容赦くださいませ。

では、続きまして、今回の答申を踏まえた今後の手続きに関しまして、事務局から御説明ください。

西尾主任指導官

今後の手続きについて御説明させていただきます。

ただいま、審議会会長より愛知労働局長あて答申がありましたので、愛知県最低賃金の改

正決定についての意見の要旨を公示します。また愛知県内の労働者、または労働者を使用する使用者は、この公示があった日から15日以内に愛知労働局長に異議を申出ることができます。よって、本審議会終了後、本日から8月20日金曜日までの間、意見及び異議申出の公示を行います。この15日間に異議申出があった場合は、愛知労働局長は審議会に対し意見を求めることとなっており、この期間に異議申出があった場合は、8月23日月曜日、当該異議に係る意見を求めるための審議会を開催いたします。仮に23日の審議会において、本日の審議会の改正内容に修正がない場合は、その後、官報掲載を経て、10月1日金曜日を指定した発効を予定いたします。以上です。

中山恵子会長

はい、ありがとうございます。

次に愛知県最低賃金専門部会の廃止について審議したいと思います。最低賃金審議会令第6条第7項の規定に「専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されております。

従いまして、異議申出に対する対応が終了しました時点で、専門部会を廃止させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(全委員承認)

中山恵子会長

ありがとうございます。皆様に御承認いただきましたので、異議申し出に対する対応が終了しました時点で、愛知県最低賃金専門部会は廃止することといたします。

続きまして、議題(2)愛知県の特定最低賃金の改正決定及び新設決定の必要性の有無についてです。

愛知県最低賃金審議会検討小委員会報告について、資料2を御覧ください。では、検討小委員会の中山徳良委員長から御説明をお願いします。

中山徳良委員長

それでは、中山のほうから御報告申し上げます。本年7月1日に特定最低賃金の改正、新設決定の必要性の有無に係る諮問の審議が付託されたところであります。申出がありました改正7業種と、新設1業種は、全て労働協約ケースによるものとなっております。

検討小委員会では、7月13日、7月20日、8月4日、3回にわたり審議を行なってまいりました。第1回目の検討小委員会では、まず、労働者側、使用者側の特定最低賃金についての基本的な考え方をうかがった後、審議に入りまして、この時は、鉄鋼業、はん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業の3業種について、改正の必要性ありという結論に至りました。

続いて第2回の検討小委員会では、染色整理業、電気機械器具製造業について、参考人招致による意見陳述が行われますとともに、百貨店・総合スーパーについては、新設の必要性が労働者側委員のほうから説明が行われたところであります。

昨日行われました第3回検討小委員会では、継続審議となっていました残りの新設を含む5業種について議論を行ったところでございます。その結果、染色整理業、精密機械器具製造業、電気機械器具製造業、自動車(新車)小売業については、改正決定の必要性ありとの結論に至りませんでした。また、新設の百貨店・総合スーパーについても、新設決定の必要性ありとの結論に至りませんでした。以上御報告申し上げます。

中山恵子会長

ありがとうございます。ただいまの御報告について、御質問等いかがでしょうか。

(質問なし)

中山恵子会長

よろしいですね。では、特定最低賃金の改正の必要性の有無につきましては、検討小委員会の報告内容をもちまして、当審議会の結論といたしたいと存じます。皆様、よろしいでしょうか。

(全委員承認)

中山恵子会長

ありがとうございます。承認されましたので、検討小委員会の御報告を、当審議会の結論とさせていただきます。

続きまして、ただいまの報告、審議を踏まえまして、愛知県特定最低賃金の改正決定及び新設決定の必要性の有無についての答申を行わせていただきます。事務局から答申文(案)を配付してください。

新設も一緒にお配りください。

(答申文(案)を配付)

中山恵子会長

では、宮下さん読み上げていただきますか。

宮下賃金指導官

それではまず、7業種のほうから読み上げます。

令和3年8月5日

愛知労働局長

伊藤 正史 殿

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 恵子

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和3年7月1日付け愛労発基0701第2号の1をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の7件に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

下記2、3及び6については、改正決定の必要性有りと認めるとの結論に達した。

下記1、4、5及び7については、改正決定する必要性有りとすることはできないとの結論に達した。

記

- 1 愛知県染色整理業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第2号)
- 2 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)
- 3 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号)
- 4 愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分

- 品製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第7号)
- 5 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第5号)
- 6 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)
- 7 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第9号)

宮下賃金指導官

続きまして、新設に係る答申を読み上げます。

令和3年8月5日

愛知労働局長
伊藤 正史 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵子

愛知県百貨店・総合スーパー最低賃金の決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和3年7月1日付け愛労発基0701第2号の2をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、決定の必要性有りとすることはできないとの結論に達した。

中山恵子会長

ただいまの答申文(案)に関して、御質問等いかがでしょうか。

(意見なし)

中山恵子会長

無いようですので、答申文(案)の(案)を削除して、局長に答申させていただきたいのですが、よろしゅうございますね。

(全委員承諾)

中山恵子会長

ありがとうございます。では、事務局で答申の御準備をお願いします。

(会長より答申文を局長に手交する)

中山恵子会長

では、傍聴人、マスコミの皆様にお配りくださいますか。

西尾主任賃金指導官

新設のほうを少々お待ちください。改正のほうを先にお配りさせていただきます。

(答申文 (写) を傍聴人、マスコミに配付)

中山恵子会長

重ね重ね申し訳ございません。皆様初めてのことで戸惑っていらっしゃると思いますけれども、申し訳ないです。

(答申文 (写) を傍聴人、マスコミに差替え配付)

中山恵子会長

皆様行き渡ったでしょうか。御確認ください。大丈夫ですか。OKですか。大変申し訳ございません。度々の不手際。

では、続きまして、議題(3)愛知県の特定最低賃金の改正決定についてです。先に、諮問内容について事務局から説明していただけますか。

西尾主任賃金指導官

ただいま、審議会会長より特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申をいただきました。

この答申を受けまして、必要性ありとされた特定最低賃金の3業種については、これより愛知労働局長より愛知地方最低賃金審議会会長へ金額の改正決定についての諮問をいたします。

諮問する3業種は、改正決定の必要性の有無についての答申文の、上から順に項目の2番目、3番目、6番目に記載されていますが、改正決定について諮問いたします業種名を、今から改めて申し上げます。

1. 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号。)
2. 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
(同公示第4号)
3. 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金 (同公示第6号)

以上の3業種です。事務局からの説明を終わります。

中山恵子会長

はい、では局長から諮問が行われます。諮問文を御用意ください。

伊藤労働局長

諮問文、手元でございます。本日、令和3年8月5日付け。当職名 審議会会長あて。

愛知県の特定最低賃金の改正決定について (諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記3件の最低賃金の改正決定について、貴審議会の調査審議をお願いする。

というものでございます。対象の3業種については、ただいま事務局から説明申し上げたとおりでございます。ただいまから諮問文をお渡し申し上げたいと存じます。

(局長より諮問文を会長に手交)

伊藤労働局長

何卒よろしくお願い申し上げます。

中山（恵）会長

では、諮問文の写しを皆様に御配付ください。先ほど御確認しましたよね。

（ 諮問文の写しを配付 ）

中山（恵）会長

傍聴席の皆様にはお配りできましたか。マスコミの方と、傍聴席の方にもお配りくださいますか。よろしいですか。

ただいま、局長から当審議会に対し、愛知県の特定最低賃金3件の改正決定につきまして、諮問を受けました。従いまして、最低賃金法第25条第2項に基づき、産業別最低賃金毎に専門部会を設置して、調査審議を行うこととさせていただきます。

次に、特定最低賃金の改正決定に係る専門部会の設置等についてございます。事務局からの御説明をお願いいたします。

西尾主任指導官

専門部会の設置は、最低賃金法第25条に規定があり、最低賃金審議会令及び最低賃金法施行規則で定めるところにより設置することとなります。最低賃金法では「最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」とされています。

専門部会の委員は、公労使各同数とされ、委員数は9名以内とされています。労使代表者委員の任命は、関係労使団体の推薦があった候補者のうちから、愛知労働局長が任命します。

労使代表者委員の推薦に係る公示は、本日より8月16日月曜日までの間とします。また、最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定についての調査審議を行う場合、関係労使の意見を聴くこととなっており、この3業種の改正につきまして、意見を聴く旨及び意見書を提出すべき旨の公示を、本日から8月20日金曜日までの間行います。

中山（恵）会長

ただいまの御説明について、何か御質問等おありでしょうか。

（ 質問なし ）

中山（恵）会長

ないようですので、説明どおり専門部会設置の手続きを進めさせていただきます。最後に、議題（4）その他でございます。何か議事はございますか。

（ 特になし ）

中山（恵）会長

事務局からは連絡等ありますか。

西尾主任指導官

ございません。

中山（恵）会長

では、本日の審議はこれで終了とさせていただきます。お暑い中また、長時間にわたりまして、皆様に御審議いただき、ここまでたどり着きました。公益一同感謝申し上げます。また、今回傍聴席の皆様、記者の皆様、不手際がございまして誠に申し訳ございませんでした。これで閉会とさせていただきます。

(署名欄)

会 長



(中山(憲) 会長)

労働者側代表委員



(中塚委員)

使用者側代表委員



(梶原委員)

令和3年8月5日 第502回 愛知地方最低賃金審議会 議事録

第 5.0 2 回 愛 知 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

日 時 令和3年8月5日(木) 午後1時30分から
場 所 名古屋合同庁舎2号館 3階共用大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 愛知県最低賃金の改正決定について

(2) 愛知県の特定最低賃金の改正決定及び新設決定の必要性の有無について

(3) 愛知県の特定最低賃金の改正決定について

(4) その他

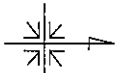
3 閉 会

第 502 回 愛知地方最低賃金審議会 配席図

令和 3 年 8 月 5 日 (木)

午後 1 時 30 分～

名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階共用大会議室



鈴木 委員	小野木 委員	中山(恵) 会長	中山(徳) 会長代理	長谷川 委員
----------	-----------	-------------	---------------	-----------

公益委員

江原 委員
梶原 委員
澁谷 委員
太 箆 委員
堀 江 委員

使用者側委員

安藤 委員
太 田 委員
木 戸 委員
中 島 委員
中 塚 委員

労働者側委員

主任 賃金指導官	賃金課長	労働局長	労働基準部長	賃金指導官
-------------	------	------	--------	-------

事務局



入口

資 料 目 次

資料No.

- 1 愛知県最低賃金の改正決定に関する報告書 (写)
- 2-1 愛知県の特定最低賃金(7業種)の改正決定の必要性の有無について (報告) (写)
- 2 愛知県百貨店、総合スーパー最低賃金の決定の必要性の有無について(報告) (写)

写

令和3年8月5日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 恵子 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県最低賃金専門部会

部会長 中山 恵子

愛知県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年7月1日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月1日発効の愛知県最低賃金（時間額926円）は令和元年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

労働者代表委員	使用者代表委員	公益代表委員
安藤 知子	梶原 弘司	小野木 昌弘
木戸 英博	澁谷 由美子	中山 恵子
中塚 正輝	太 箸 俊一	中山 徳良

愛知県最低賃金

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 955円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和3年10月1日

愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 愛知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 926 円
- (3) 発効日 令和元年10月1日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者
18歳～19歳・単身世帯
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護費(令和元年度)
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(103,250円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1か月換算額

926円(愛知県最低賃金)×173.8(1か月平均法定労働時間数)
×0.817(令和元年度可処分所得の総所得に対する割合)=131,487円

令和3年8月5日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山恵子 殿

愛知地方最低賃金審議会
検討小委員会
委員長 中山徳良

愛知県の特定最低賃金(7業種)の改正決定の必要性の有無について(報告)

当小委員会は、令和3年7月1日愛知地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

労働者代表委員	使用者代表委員	公益代表委員
安藤知子	梶原弘司	小野木昌弘
木戸英博	澁谷由美子	鈴木進也
中塚正輝	太箸俊一	中山恵子
		中山徳良
		長谷川ふき子

愛知県の特定最低賃金（7業種）の改正決定の必要性の有無について

- 1 以下3件の最低賃金について、改正決定の必要性有りとする。
 - (1) 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
 - (2) 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
 - (3) 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金
-
- 2 以下4件の最低賃金について、改正決定の必要性有りとすることはできない。
 - (1) 愛知県染色整理業最低賃金
 - (2) 愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
 - (3) 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
 - (4) 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金

写

令和3年8月5日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵子 殿

愛知地方最低賃金審議会
検討小委員会
委員長 中山 徳良

愛知県百貨店・総合スーパー最低賃金の決定の必要性の
有無について（報告）

当小委員会は、令和3年7月1日愛知地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、「決定の必要性有りとする事はできない。」との結論に達したので報告する。

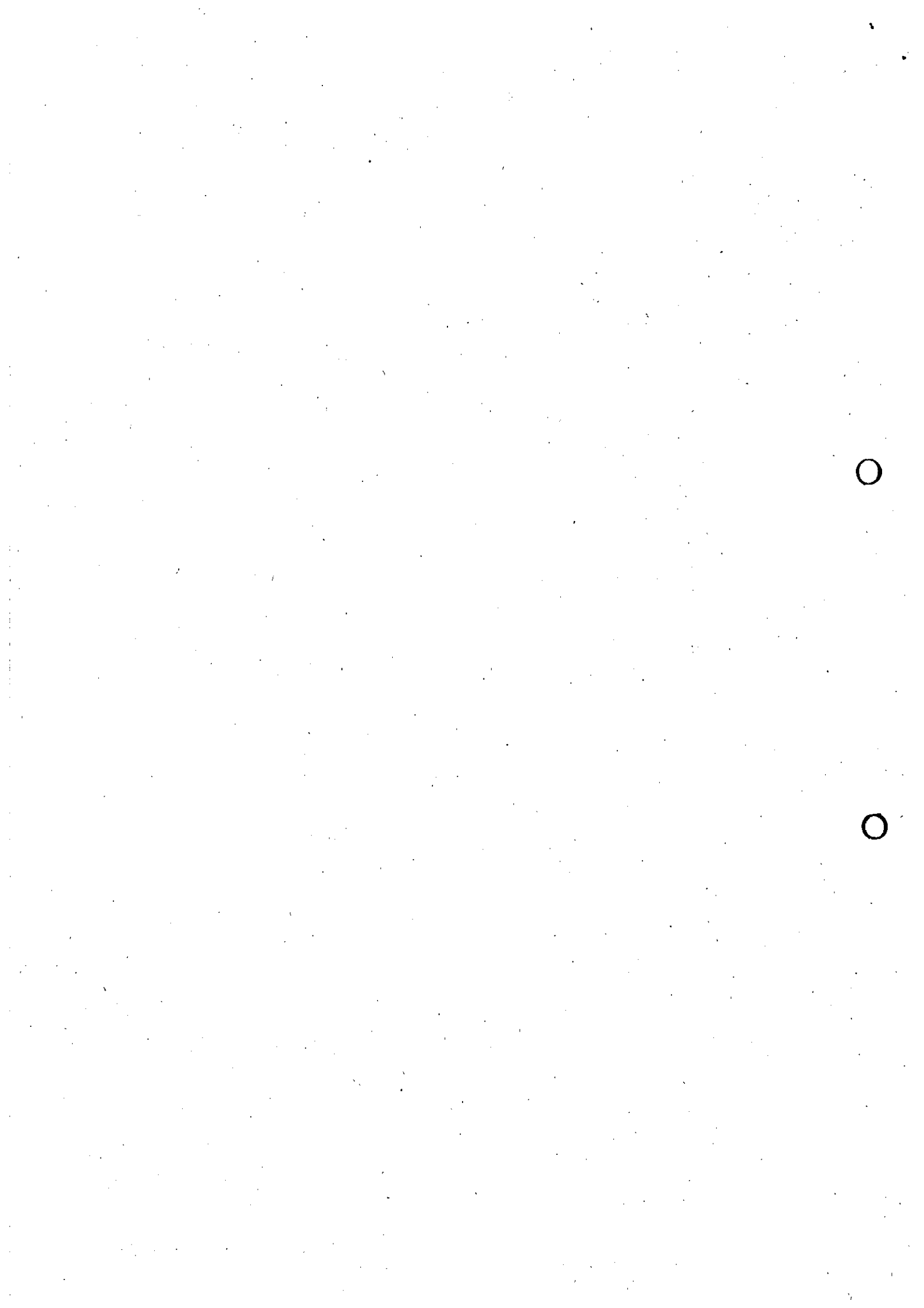
なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

労働者代表委員
安藤 知子
木戸 英博
中塚 正輝

使用者代表委員
梶原 弘司
澁谷 由美子
太 箸 俊一

公益代表委員
小野木 昌弘
鈴木 進也
中山 恵子
中山 徳良
長谷川 ふき子





令和3年8月5日

愛知労働局長

伊藤正史 殿

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 恵子

愛知県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年7月1日付け愛労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータと比較したところ、令和元年10月1日発効の愛知県最低賃金（時間額926円）は令和元年度の愛知県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。



愛知県最低賃金

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 955円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和3年10月1日



愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 愛知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 926円
- (3) 発効日 令和元年10月1日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者
18歳～19歳・単身世帯
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護費(令和元年度)
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(103,250円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1か月換算額

926円(愛知県最低賃金)×173.8(1か月平均法定労働時間数)
×0.817(令和元年度可処分所得の総所得に対する割合)=131,487円



(案)

令和3年8月5日

愛知労働局長
伊藤正史 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山恵子

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和3年7月1日付け愛労発基0701第2号の1をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の7件に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

下記2、3及び6については、改正決定の必要性有りとする結論に達した。

下記1、4、5及び7については、改正決定する必要性有りとする結論に達した。

記

- 1 愛知県染色整理業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第2号)
- 2 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)
- 3 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号)
- 4 愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第7号)
- 5 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第5号)
- 6 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)
- 7 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第9号)



(案)

令和3年8月5日

愛知労働局長
伊藤正史 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山恵子

愛知県百貨店・総合スーパー最低賃金の決定の必要性の
有無について(答申)

当審議会は、令和3年7月1日付け愛労発基0701第2号の2をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、決定の必要性有りとする事はできないとの結論に達した。





愛労発基0805第5号
令和3年8月5日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵子 殿

愛知労働局長
伊藤 正史

愛知県の特定最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、
下記3件の最低賃金の改正決定について、貴審議会の調査審議をお願いする。

記

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)
- 2 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号)
- 3 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)

